

# 高知大学医学部附属病院病理診断部規則

平成 18 年 5 月 9 日  
規 則 第 29 号

最終改正 令和 3 年 9 月 28 日規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年 4 月 1 日施行）第 8 条第 6 項の規定に基づき、病理診断部の運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 病理診断部においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 病理解剖に関すること。
- (2) 病理組織診断、生検細胞組織等の病理学的検査及びその記録に関すること。
- (3) 病理学的検査の研究に関すること。
- (4) 学生の病理診断学教育に関すること。
- (5) その他附属病院の病理に関すること。

(職員)

第 3 条 病理診断部に、高知大学医学部附属病院規則第 8 条第 2 項に規定するもののほか、次に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 教員
- (2) 技術職員
- (3) その他の職員

(運営委員会)

第 4 条 病理診断部の運営に関し必要な事項を審議するために、病理診断部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(雑則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、病理診断部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年 5 月 16 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月 8 日規則第84号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第38号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。